

# DDFT推進に向けた データ流通政策に関する提言

各国でデータ戦略策定が進む中、我が国では2021年6月に「包括的データ戦略」が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」とともに閣議決定され、同年12月には新たな重点計画が策定された。今般のパンデミックでも明らかになった通り、我が国におけるデータ活用はまだ十分ではない。データがもたらす価値を最大限に引き出すためには、データ流通基盤に関する当面の課題はもとより、データに関する権利のあり方、越境データの保護と流通のバランスといった根源的な問題に向き合うことが不可欠である。

こうした観点から経団連では、新たな重点計画の策定を前に同年11月、提言「DDFT推進に向けたデータ流通政策」を取りまとめた。本稿では、提言の主な内容について説明する。

## 求められる施策

### (1) データ流通の基盤

政府においては、民間で流通するデータに関し、分野横断・分野別のプラットフォームにおけるデータ取り扱いは実装が図ら

れているが、ユーザーの視点を十分に取り入れ、プラットフォームの利用を促進するルールを検討することが不可欠である。また、民間から行政に提供するデータの取り扱いについては、企業が安心してデータを提供するための環境整備を進めるべきである。このほか、公益目的を含むデータの活用と個人情報保護のバランスに関する社会的コンセンサスの形成や、データ活用に関する国民の信頼獲得・理解醸成も重要である。

トラストの基盤を構築するうえで、データの信頼性を確保するトラストサービスに関する検討に留まらず、DDFTに必要な「トラスト」の要素・考え方を整理すべきである。併せて、トラスト基盤構築に係る官民の役割分担の明確化、諸外国の仕組み・制度との整合性確保が不可欠である。このほか、トラストサービスについて検討する際には、一貫した枠組みのもと人の介入無しに効率的なやり取りを可能とするという視点が必要である。

分野間のデータ連携に関しては、我が国では国内外のデータ連携のハブとして、DATAEXの構築が進められており、政府に

副会長  
デジタルエコノミー推進委員長  
日本電信電話会長

篠原弘道

しのはら ひろみち



審議委員会副議長  
デジタルエコノミー推進委員長  
セブン&アイ・ホールディングス社長

井阪隆一

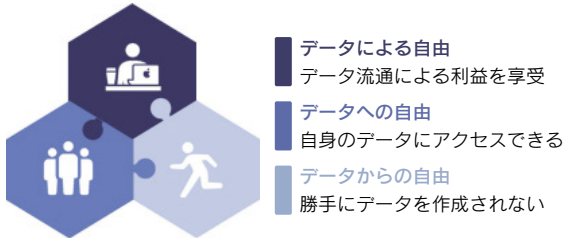
いさか りゅういち



よる支援が不可欠である。欧州においては、データ連携のルール・ツールとしてGAIA-X等の取り組みが進んでいる。これらが先行整備され、我が国がそれらを一方的に受け入れざるを得なくなることは避ける必要がある。

現行法によれば、個人データの適正な取り扱いに関する措置は個人情報保護法等で規定されているものの、データは民法上の無体物であり所有権の対象とはならず、所有権の概念に基づいてデータに関する権利の有無を定めることはできない。しかし、今後は従来の所有権の議論を脱し、データに関する権利の

図表 データに関する3つの自由



国および地方公共団体はオープンデータの取り組みを推進してきたが、

関係者が連携して設定することが重要である。また、プライバシー保護やリスク管理を前提にデータ共有を促進しつつ、長期的なビジョンのもと、構築の過程で陳腐化することのないようにすべきである。

体系について整理することが不可欠である。その際、データ流通によって社会・個人が利益を享受する「データによる自由」、自身のデータにアクセスできる「データへの自由」、他者から勝手に自身に関するデータを作成されない「データからの自由」を守るため、データに関する権利については、基本権、人格権、財産権、契約に基づく権利等の観点から複合的なアプローチが求められる。

(2) 行政におけるデータの整備

政府は、人・法人・土地・建物等社会の基本データを「ベース・レジストリ」として整備することとしている。今後の着実な整備に向け、データがリアルタイムで確実に更新される環境・データベースの構築や、サービス提供開始までの具体的なマイルストーンを関係省庁が連携して

データの種類と所在が一元的に把握されていない状況にある。データのさらなる利活用に向け、利用者のニーズに合った質の高いオープンデータがタイムリーに提供されるよう、データの標準化や網羅性・一貫性のあるカタログを構築することが重要である。

(3) 越境データの保護と流通に関する国際ルール

国境を越えてデータが自由に流通することは、世界の持続的成長に向けデータがもたらす価値を最大限引き出すうえでの大前提である。現存するデータローカライゼーション規制については、かねて経団連が主張している通り、過度な規制の緩和・撤廃と、新興国等への拡大の抑止に努めるべきである。

政府が民間のデータにアクセスする「ガバメントアクセス」のあり方に関しては、現在 OECD を中心に議論されている。我が国としては、非個人データに対するものを含め、信頼性のあるガバメントアクセスに係る国際ルール検討の議論をリードすべきである。

### 個別分野における課題

一般のパンデミックにより、デジタル化の遅れが、とりわけ顕在化した健康・医療分野と教育分野において、データ活用に向けた環境整備が急務となっている。

健康・医療分野については、本人であってもデータへのアクセスが容易でなく、利活用が十分に進んでいない状況にある。そこで、ライフコースデータの連携による最適な医療の提供、情報銀行における医療情報の取り扱

いに関する議論の進展、公的データベースのさらなる整備を進めるべきである。

教育分野については、学校内外の学習データを連携し、個別最適化された学びの実現や、キャリアと学びの連結等が課題である。このため、学習データ活用のブランドデザインの明確化、教育データのさらなる標準化、セキュリティポリシーに関する統一ルール策定に取り組むべきである。

データ利活用を迅速に進めるうえでは、最初から完璧を求めるのではなく、試行錯誤を繰り返しながら、環境変化に柔軟に対応する必要がある。政府においては、データ利活用に関するメッセージを、国民に対して直接発信すべきである。

経済界としては、データ利活用を通じた新たな製品やサービスの開発・実装を進め、具体的な利便性・生活者価値を目に見える形で提示し、データ利活用への理解や信頼獲得に貢献したい。

(注1) DFFT (Data Free Flow with Trust) : 2019年のタボス会議で日本が提唱した、「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」コンセプト

(注2) トラストサービスマン・ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組み

(注3) DATAFLEX : データ連携に係る既存の取り組みを協調させて、連邦型の分野を越えたデータ連携を目指すプラットフォーム

(注4) GALAXY : 2019年にドイツとフランスが公表したデータの共有や利活用を支援する欧州クラウド・データ基盤構想